

気象情報の発令に伴う本校の対応について

1 生徒の登校時

下記の（１）～（３）のいずれかに当てはまる場合、①もしくは②で対応する。

（１）神奈川県東部（横浜北部・川崎）に、次に挙げる警報が発令されている。

大雨…レベル４危険警報以上

大雪・暴風・暴風雪…警報又は特別警報

（２）学校又は居住する地域に、警戒レベル４以上の避難情報が発令されている。

（３）東急田園都市線が、荒天等に伴う運休等（計画運休を含む）を実施している。

① 授業時

A	６時００分時点で警報解除	平常授業
B	９時００分時点で警報解除	10:50 から HR、３校時（11:00）より授業
C	11 時までに警報解除	13:25 から HR、５校時（13:35）より授業
D	11 時時点で警報継続中	自宅学習

※C の場合、５校時以降授業のない生徒は自宅学習

② 試験時

A	６時００分時点で警報解除	平常試験
B	６時時点で警報継続中	自宅学習（当日の試験は試験日程を変更して実施する）

2 生徒の下校時

（１）校長が職員を招集し、生徒を下校させるか否かを決定する。その際、翌日の対応を周知徹底する。

3 その他

（１）自宅付近の天候、交通機関の乱れ等によって、やむをえず遅刻等をした生徒へは配慮を行う。

（２）始業を遅らせて授業を実施する際、通常手段で登校できない生徒は自宅待機とし、交通機関が復旧した場合は、無理をせず安全に注意して登校するよう指導する。遅刻等をした生徒へは配慮を行う。

（３）授業開始を遅らせた場合、担任は登校生徒の人数を把握し、校長が授業を始めるか否かを判断する。

（４）欠席、遅刻生徒については、適宜判断する。

（５）登校途中で１の（１）～（３）になった場合は、自宅もしくは学校のいずれかの近い場所へ移動し、身の安全を図ることとする。その際学校から緊急の連絡をすぐ受けて行う。